岩手県ホームページ広告掲載基準

（平成18年７月21日制定）
（平成18年10月24日一部改正）
（平成21年８月20日一部改正）
（平成25年12月９日一部改正）
（令和４年２月25日一部改正）

（趣旨）
第１条　この基準は、岩手県が管理するホームページのトップページへの広告掲載を適正に行うため、岩手県ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格及び数量等）
第２条　要領第４条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。
大きさ　縦60ピクセル×横120ピクセル
形式　ＧＩＦ（アニメーション不可）、又はＪＰＥＧ
データ容量　８ＫＢ以下
広告枠の位置　岩手県ホームページ（URL　https://www.pref.iwate.jp/ ）トップページ下部
広告枠の数　12枠

（広告の禁止表現）
第３条　要領第７条第１項第１号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。
(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。
例）「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。
(3) 実際には機能しないもの
例）入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等
(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
例）「職員採用情報」「災害情報」等の表現、岩手県章の使用等
(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

（広告の制限事項）
第４条　要領第７条第１項第２号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると県が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

（広告掲載料）
第５条　要領第９条第１項の規定による広告掲載料の基準となる額は、１枠あたり月額36,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
　ただし、要領第５条第４項の規定により月の途中から掲載する場合は、１枠あたり月額の12か月分を当該年度の日数で除した額を日額とすることができる。

（広告の掲載位置）
第６条　要領第11条の規定により選定された広告の掲載位置については、要領第８条で定

める「岩手県ホームページ広告掲載申込書（別記様式第１号)」の提出の際にくじで決定する。なお、くじを引かない者及び郵送により提出した者があるときは、これに代えて当該事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

　　附則
この基準は、平成 18 年７月 21 日から施行する。
　　附則
この基準は、平成 18 年 10 月 24 日から施行する。
　　附則
この基準は、平成 21 年８月 20 日から施行する。
　　附則
この基準は、平成 25 年 12 月９日から施行する。
　　附則
この基準は、令和４年２月 25 日から施行する。